

証券コード 9900

平成21年4月1日

株 主 各 位

名古屋市守山区森孝一丁目1709番地  
株式会社 サガミチェーン  
代表取締役社長 眞 鍋 洋 治

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年4月15日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成21年4月16日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市名東区藤里町1601番地  
サンプラザシーズンズ 地下1階 ブリックホール
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第39期（平成20年1月21日から平成21年1月20日まで）  
事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役  
会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第39期（平成20年1月21日から平成21年1月20日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

#### 4. その他招集にあたっての決定事項

##### 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sagami.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 第 39 期 事 業 報 告

(平成20年1月21日から  
平成21年1月20日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

##### ① 事業の状況

当連結会計年度のわが国経済は、2月の寒波や食品事故に加え、5月には原油価格や資源価格の高騰等により個人消費は低迷し、下期には米国に端を發した金融不安が予想を超えた速さ・規模で拡大しており、株式や為替の異常相場や外需の落ち込み等により、日本経済は景気後退局面を迎えることとなりました。このように、当社を取り巻く環境は年初には想像しえないほど激動の一年となりました。

外食産業におきましては、縮小が続く市場規模が底打ちし好転の兆しが見られたものの、生活防衛意識の高まりを背景に食の内部化・外食離れが顕在化し、雇用不安も相まって三期ぶりに市場規模が縮小する様相を呈しております。

このような環境のもと、当社グループは、劇的に変化する環境に対応すべく配送形態の見直しや中途採用の抑制、設備投資計画の凍結等の経費削減計画を策定して全社を挙げて取り組んでまいりました。

各事業部門の概況は次のとおりであります。

#### 外食事業

##### (a) 和食麺類部門

サガミの店名で親しまれております和食麺類部門の売上高は21,516百万円(前連結会計年度比4.6%減)となり、連結売上高の84.1%を占め、引き続き当社の主力部門として位置づけられております。

営業面では、主力商品である麺類に旬の素材を組み合わせた商品の充実や、外部スイーツ専門家を招いたデザートのリニューアル等のメニュー政策に加え、「旬を楽しむ広島産かきづくし」、「素材厳選 鹿児島県大隅産 うなぎ」、「素材厳選 活じめ寒ぶり」等の料理フェアを実施いたしました。また、「東証一部上場10周年 大感謝祭」、「春の大感謝祭 新メニュー登場」、「歳末大感謝祭」等の全店販売促進企画も積極的に展開してまいりました。

しかしながら、食の内部化や外食離れ等の影響により、既存店売上高は前連結会計年度比3.1%減、既存店客数は前連結会計年度比5.4%減となりました。

店舗関係では、新規出店を岐阜県下に1店舗（瑞浪中央店）開店し、閉鎖は5店舗（松阪店、練馬関町店、四日市日永店、豊橋店、白子店）であります。

これにより、店舗数は168店舗となりました。

(b) どんどん庵部門

セルフサービス方式のどんどん庵部門の売上高は2,605百万円（前連結会計年度比2.5%増）となりました。

営業面では、全店販売促進企画「どんどん庵祭り」を3回実施いたしました。

店舗関係では、新規出店を愛知県下に1店舗（直営 三好インター店）、岐阜県下に1店舗（直営 大垣北店）開店し、閉鎖は5店舗（直営 多治見店、藤が丘店、小牧田縣店、FC 小木店、野立店）であります。

また、猪子石店、葵町店、一宮千秋店を直営からFCに変更しました。

これにより、直営店舗数は25店舗、FC店舗数は57店舗となりました。

(c) その他の部門

その他の部門の売上高は1,397百万円（前連結会計年度比7.4%増）となりました。

店舗関係では、新規出店を中国上海市に盛賀美を1店舗（中山公園店）、愛知県下に、あいそ家1店舗（城山店）を開店したほか、じゅうはち家1店舗を新規業態の炭焼ハンバーグ&ステーキのOVER JOY（木場店）に、あいそ家1店舗をベーカリーショップのBon Pana（春日井店）に、それぞれ業態転換いたしました。

また、店舗の閉鎖は盛賀美1店舗（錦華店）、じゅうはち家1店舗（鳴海店）、さがみ庭1店舗（静岡瀬名店）、DONDONあん1店舗（中経ビルB1店）であります。

これにより、店舗数は、あいそ家4店舗、さがみ庭2店舗、盛賀美4店舗、DONDONあん3店舗（FC1店舗）、Bon Pana 2店舗、OVER JOY 1店舗となりました。

## その他の事業

### 保険サービス・メンテナンスサービス部門

保険サービス・メンテナンスサービス部門の売上高は63百万円（前連結会計年度比10.6%増）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は25,582百万円（前連結会計年度比3.3%減）、経常利益は227百万円（前連結会計年度比51.4%減）となりました。経費削減計画等により、販売費及び一般管理費を前年同期比401百万円削減いたしましたが、既存店売上高が前年を下回ったことに加え、特別損失の発生（650百万円）もあり、当期純損失549百万円（前連結会計年度は157百万円の当期純損失）を計上することとなりました。

事業部門別売上高は以下のとおりであります。

事業部門等の名称		売上高	構成比
外食事業	和食麺類部門	21,516,878 千円	84.1 %
	どんどん庵部門	2,605,113	10.2
	その他の部門	1,397,159	5.5
その他の事業		63,017	0.2
合計		25,582,168	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の主要なものは、和食麺類部門1店舗、どんどん庵部門2店舗、その他の部門2店舗の新規開店および1店舗の業態転換、店舗および工場の改装・改修であり、設備投資の総額は約7億円（長期差入保証金を含む）であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成20年11月20日に株式会社浜木綿の株式の一部、36,000株を処分いたしました。これに伴い、株式会社浜木綿は当社の持分法適用関連会社ではなくなりました。

⑤ 対処すべき課題

今後のわが国経済は、内需と外需の落ち込みに加え、深刻化する雇用問題等により先行きに対する不透明感を拭い去ることはできません。また、株式や為替の異常相場や可処分所得の減額は、家計に多大な影響をもたらし一層、個人消費が低迷する可能性をはらんでおります。

外食産業におきましては、生活防衛による外食機会の減少や利用動機の冷え込み等により、大変厳しい環境になるものと予想されます。

当社といたしましては、かかる環境の中で、「営業店の活性化」をテーマに「①環境変化への対応」「②個店の現場力・営業力の向上」「③中長期的な視点に立った政策・戦略」を推進してまいります。また、先行きに不透明感が増す時代だからこそ、食堂業の基本を忘れずに、味はもちろんのこと、サービス、品質、価格の再構築をし、食材への安全性にも配慮し、お客様に「美味しかった。また来るよ。」と声をかけて頂ける店作りを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 36 期 (平成17年度)	第 37 期 (平成18年度)	第 38 期 (平成19年度)	第39期 (当連結会計年度) (平成20年度)
売 上 高(千円)	26,086,985	26,241,689	26,460,135	25,582,168
経 常 利 益(千円)	397,980	637,350	469,149	227,628
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△)(千円)	△ 566,010	303,156	△ 157,435	△ 549,952
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△)	△ 23円56銭	12円43銭	△ 6円45銭	△ 22円54銭
1 株 当 たり 純 資 産 額	655円80銭	652円30銭	616円92銭	584円56銭
総 資 産(千円)	21,604,017	21,541,359	20,799,034	19,800,667
純 資 産(千円)	16,004,428	15,926,082	15,072,215	14,274,910

- (注) 1. 第37期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号(企業会計基準委員会 平成17年12月9日))および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号(企業会計基準委員会 平成17年12月9日))を適用しております。
2. 第36期  
当期純損失の計上となりましたのは、主として減損損失等8億円余の特別損失の発生によるものであります。
3. 第37期  
増収、当期純利益の計上となりましたのは、主としてメニュー政策、販売促進政策等の奏功によるものであります。
4. 第38期  
増収ながら当期純損失の計上となりましたのは、主として減損損失等8億円余の特別損失の計上によるものであります。
5. 第39期  
当連結会計年度につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ディー・ディー・エー	200,000千円	100.00%	飲食店の経営
株式会社サガミサービス	10,000千円	100.00%	保険代理業 環境機器のメンテナンス業
株式会社エー・エス・サガミ	70,000千円	71.43%	飲食店の経営
上海盛賀美餐飲有限公司	260,000千円	93.41%	飲食店の経営

- (注) 1. 株式会社サガミサービスは自己株式を75%所有しております。  
2. 上海盛賀美餐飲有限公司に対する当社の出資比率は、当社の子会社を通じての間接所有分16%が含まれております。

### (4) 主要な事業内容

当社グループは、和食麺類の「サガミ」のほか、セルフサービス方式の「どん  
どん庵」、麺類店の「あいそ家」、日本料理の「さがみ庭」、あんかけスパゲティの  
「DONDONあん」、炭焼ハンバーグ&ステーキの「OVER JOY」、石窯パ  
ン工房「Bon Pana」および中国における麺類店「盛賀美」を経営するこ  
とを主要な事業としております。

### (5) 主要な営業所および工場

- ① 当社の事業所および工場  
本 社 名古屋市守山区森孝一丁目1709番地  
工 場 飛島工場 愛知県海部郡飛島村  
尾西工場 愛知県一宮市
- ② 子会社の事業所および工場  
株式会社ディー・ディー・エー (本社、工場 名古屋市)  
株式会社サガミサービス (本社 名古屋市)  
株式会社エー・エス・サガミ (本社 名古屋市)  
上海盛賀美餐飲有限公司 (本社 中国)



③ 当社および子会社の営業店舗数

事業部門 所在地	和食麺類部門	とんとん庵部門	その他の部門	計
	店	店	店	店
愛知県	54	68	11	133
三重県	16	5	—	21
岐阜県	20	9	1	30
福井県	3	—	—	3
石川県	2	—	—	2
富山県	3	—	—	3
奈良県	9	—	—	9
大阪府	14	—	—	14
京都府	2	—	—	2
滋賀県	8	—	—	8
兵庫県	8	—	—	8
埼玉県	4	—	—	4
静岡県	17	—	—	17
神奈川県	4	—	—	4
東京都	4	—	—	4
中国	—	—	4	4
合計	168	82	16	266
前連結会計年度末比増減	— 4	— 3	— 2	— 9

(6) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
860名	15名増

(注) 上記のほか、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間、1月22日換算）は2,640名であります。

## (7) 主要な借入先および借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 愛 知 銀 行	1,238,200 <small>千円</small>
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	255,000
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	104,000
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	49,960
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	29,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	15,000
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	13,912

## (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 24,972,784株
- (2) 株主数 12,593名
- (3) 発行済株式の総数（自己株式を除く）の10分の1以上の株式を有する株主  
該当事項はありません。
- (4) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	眞 鍋 洋 治	
代表取締役専務	小 塚 照 男	
常 務 取 締 役	畑 和 夫	株式会社サガミサービス 代表取締役社長
取 締 役	伊 垣 政 利	製造物流本部担当兼製造物流部長
取 締 役	山 田 清 純	商品本部担当
取 締 役	大 西 尚 真	営業本部担当
取 締 役	長 屋 昇	営業本部担当
取 締 役	鎌 田 敏 行	開発本部担当
取 締 役	伊 藤 修 二	管理本部担当兼総務人事部長兼 不動産管理部長
常 勤 監 査 役	鹿 嶋 敏 治	
常 勤 監 査 役	藤 井 博 規	
監 査 役	内 藤 巧	
監 査 役	井 口 浩 治	弁護士
監 査 役	織 田 義 憲	

- (注) 1. 監査役藤井博規、井口浩治および織田義憲の各氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
2. 代表取締役眞鍋洋治氏は、連結子会社株式会社ディー・ディー・エーの取締役を兼務しております。
3. 当連結会計年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就 任 (平成20年4月17日付)
- 取 締 役 鎌 田 敏 行  
取 締 役 伊 藤 修 二
- (2) 退 任 (平成20年4月17日付)
- 取 締 役 相 談 役 杉 村 和 則

## (2) 社外監査役に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
常勤監査役	藤 井 博 規	当期開催の取締役会19回のうち18回、および監査役会8回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。 また、経営会議への出席と発言、内部監査への立会い等を行っております。
監 査 役	井 口 浩 治	当期開催の取締役会19回のうち16回、および監査役会8回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	織 田 義 憲	当期開催の取締役会19回のうち17回、および監査役会8回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名 81,364千円

監査役5名 26,895千円 (うち社外 3名 12,375千円)

(注) 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

## 5. 会計監査人に関する状況

(1) 会計監査人の名称 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

22,500千円

② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

3,000千円

合計

25,500千円

③ 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25,500千円

(注) 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る内部統制のアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### I. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は取締役・使用人一丸となって法令遵守を徹底すると共に企業倫理の確立に努めるため、サガミチェーン倫理・行動憲章およびコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定めている。また、その徹底を図るため、内部統制・監査室においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同室を中心に役職員教育等を行う。社内におけるコンプライアンスの状況の監査は、内部統制・監査室並びにコンプライアンス委員会が実施する。これらの活動は、取締役会および監査役会に報告されるものとする。また公益通報者保護法の施行を受け、情報提供の窓口を内部統制・監査室として、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行うことについての手続きおよび情報提供者の身分保障を社内規程に定め運営する。

- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
文書管理規程に従い、取締役会議事録・稟議書等取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、内部統制・監査室がガイドラインを制定し周知徹底させると共に、組織横断的リスク状況の監視および全社的対応を行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社では、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程により、取締役・使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
- V. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
サガミチェーン倫理・行動憲章およびコンプライアンスマニュアルを、各グループ会社にも同様に適用する。原則、毎月1回グループ会社代表者会議を開催し、当社およびグループ会社間での内部統制に関する協議を進めると共に、情報を共有化することにより、その業務の適正さを確保する。  
監査役は連結対象子会社の監査役と定期的に会合を持ち、情報交換を行うと共に、子会社の会計に関する監査および業務監査を行い、その業務の適正さを確保する。
- VI. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社では既に監査役の要請により使用人を配置しているが、監査役から監査業務を補助するためにさらなる使用人の配置要請があれば応えるものとする。監査役から補助を任命された者はこれまでと同様に任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、その間の当該使用人に対する人事異動・懲罰については、あらかじめ監査役の承認を必要とするものとし、監査役はその人事評価について意見をのべることができる。

VII. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

VIII. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、従前より必要に応じて随時代表取締役と会合を持ち意見を交換していたが、これを定期的会合とし、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題について意見を交換することとする。

また監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うと共に必要に応じて会計監査人に報告を求める。加えて内部統制・監査室とも緊密な連携を保ちつつ、必要に応じて内部統制・監査室に調査を求めることができるものとする。

IX. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、内部統制・監査室を設置し「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準ならびに同実施基準」に準じ、当社および当グループ会社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用する。

また、継続的な評価を実施し不備が発見された場合には必要な是正を実施し、内部統制が有効であるという体制を確保する。

X. 反社会的勢力を排除するための体制

当社及び当グループ会社は、倫理・行動憲章に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」と定めており、不当請求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に取り組む。当社は平素より、所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課、暴力追放愛知県民会議、外食産業暴力対策協議会、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、「敵対的買収」であっても株主様をはじめ当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係るステークホルダー（以下「ステークホルダー」という）の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には当社株主様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当該大量買付等に応じるべきか否かを株主様が判断、当社が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主様のために交渉等を可能とすることで、当社の企業価値・企業業績の向上、株主様をはじめステークホルダーの多大な損失を回避するために、大量買付等を抑止することを目的として、平成19年3月20日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為への対応方針（以下「本プラン」という）の導入を決議し、平成19年4月19日開催の第37期定時株主総会において承認されました。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

#### 1. 当社の企業価値について

当社グループは子会社4社で構成され、主な事業は飲食店の経営およびその関連サービスを行う企業グループであります。当社の経営理念は「食文化を通じて地域社会に奉仕すること」「企業を通じてお客様に奉仕すること」であり、飲食店の経営を通じ、豊かな食の提案、社員の育成、地域雇用の促進、納税等に貢献し、さらに株主優待制度や配当による株主様への利益還元に努めております。

当社の主力業態である「サガミ」は全店に「そば」を製麺する設備を有し、1日2回の製麺を実施しております。さらに、だしの風味を損なうことがないように、毎日数回に分けてだし取りを実施しております。このように創業以来、変わることがない「麺に対するこだわり」を大切にしております。そして当社株主様をはじめステークホルダーの期待に応えるために企業価値・企業業績の向上等に日々努めております。

このように株主様をはじめステークホルダーの期待に応えるため、より一層、企業価値・企業業績の向上に取り組んでおります。



## 2. コーポレート・ガバナンスに関する主な取組み

当社は、株主様をはじめステークホルダーに対して経営の透明性を図り、経営環境の変化に即応し、社会的なスタンスから企業価値を高めるため、コーポレート・ガバナンスの認識強化に努力しております。

当社の最高意思決定機関である取締役会は毎月開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会が開催されます。当社の重要な経営事項の審議・決定ならびに各取締役の業務遂行を監督しております。さらに、経営会議を毎月1回開催し、取締役会のメンバーと各部署の長（あるいは議題の関係者）が出席、業績の現状、業務の遂行状態の報告、あるいは方針を伝える場となります。

監査役会は、監査に関する方針を定め、監査役の報告に基づき協議をし、監査意見を形成します。また、監査役は取締役会および経営会議に出席し、経営の透明性・客観性・適法性をチェックするとともに、必要に応じて意見をのべます。

さらに当社は代表取締役社長直属の内部統制・監査室を設置しており、監査計画ならびに代表取締役からの指示に基づき、当社全体の業務運営が適法かつ社会的責任を踏まえたうえで執行されているか監査を行っております。

以上のように、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を通じた企業価値ひいては株主様をはじめステークホルダーの利益の確保・向上に取組んでおります。

### Ⅲ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの概要

##### (1) 本プランの発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主様をはじめステークホルダーの利益を確保・向上させることを目的として、当社株式等の買付又はこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」という）がなされる場合に、買付等を行う者又は提案する者（以下「大量株式取得者等」という）に対し、①事前に大量株式取得者等から当社に対して十分な情報が提供され、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、③株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量株式取得者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

##### (2) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

大量株式取得者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主様をはじめステークホルダーの利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社は、大量株式取得者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が大量株式取得者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」という）をその時点の全ての株主様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って大量株式取得者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、大量株式取得者等が有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

### (3) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経るとともに、株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

〈独立委員会委員〉

社外監査役：井口 浩治（アイ・パートナーズ法律事務所パートナー  
弁護士）

社外監査役：織田 義憲

有識者：竹田 和平（竹田製菓株式会社 代表取締役会長）

## 2. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主様のために大量株式取得者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主様をはじめステークホルダーの利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成19年4月19日開催の第37期定時株主総会において、本プランに係る委任決議がなされ、導入されております。また、本プランには、有効期間を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様をはじめステークホルダーのために本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。また、独立委員会の判断概要については株主様をはじめステークホルダーに情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

大量株式取得者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、大量株式取得者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7. その他会社の状況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成21年1月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,621,239</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,091,121</b>
現金及び預金	3,802,558	支払手形及び買掛金	690,754
受取手形及び売掛金	81,741	短期借入金	220,000
有価証券	210,555	一年以内返済長期借入金	511,272
たな卸資産	237,257	一年以内償還社債	10,000
繰延税金資産	109,971	未払金	1,201,991
その他の	179,162	未払法人税等	103,139
貸倒引当金	△ 8	賞与引当金	50,823
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,179,427</b>	その他の	303,140
<b>有形固定資産</b>	<b>10,839,844</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,434,634</b>
建物及び構築物	3,612,019	社債	1,000,000
機械装置及び運搬器具	349,158	長期借入金	1,193,800
器具及び備品	104,535	長期未払金	142,830
土地	6,772,891	退職給付引当金	6,442
建設仮勘定	1,239	預り保証金	91,562
<b>無形固定資産</b>	<b>136,423</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,525,756</b>
借地権	98,722	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他の	37,700	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,406,735</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,203,160</b>	資本金	6,303,521
投資有価証券	1,387,972	資本剰余金	7,256,905
長期貸付金	190,771	利益剰余金	1,402,844
長期差入保証金	2,310,277	自己株式	△ 556,535
繰延税金資産	104,557	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△ 146,004</b>
その他の	282,277	その他有価証券評価差額金	△ 123,608
貸倒引当金	△ 72,696	為替換算調整勘定	△ 22,395
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,800,667</b>	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>14,179</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,274,910</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>19,800,667</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成20年1月21日から  
平成21年1月20日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上		25,582,168
売上原価		7,611,442
販売費及び一般管理費		17,970,725
営業外収益		17,703,554
営業外費用		267,171
受取利息・配当金	31,885	
雑業外費用	106,018	137,904
支持弘利	35,847	
分法による投資損失	85,279	
経常利益	56,321	177,447
特別利益		227,628
固定資産売却益	9,376	
倒引当金戻入益	11,706	
関係会社株式売却益	28,124	
営業権譲渡益	12,380	
役員保険解約益	7,196	
その他の特別利益	8,952	77,737
特別損失		
固定資産売却損	30	
固定資産除却損	60,890	
投資有価証券売却損	1,415	
投資有価証券評価損	227,930	
減価償却損	306,860	
年度保証金償却	14,858	
店舗閉鎖損	33,119	
その他の特別損失	5,700	650,804
税金等調整前当期純損失		345,438
法人税、住民税及び事業税		133,889
法人税等調整額		67,769
少数株主利益		2,855
当期純損		549,952

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年1月21日から  
平成21年1月20日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年1月20日残高	6,303,521	7,256,905	2,121,923	△ 544,500	15,137,848
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 207,460		△ 207,460
当期純損失			△ 549,952		△ 549,952
自己株式の取得				△ 12,034	△ 12,034
持分法適用会社の減少に伴う剰余金の増加額			38,334		38,334
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△ 719,078	△ 12,034	△ 731,113
平成21年1月20日残高	6,303,521	7,256,905	1,402,844	△ 556,535	14,406,735

	評価・換算差額等			少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成20年1月20日残高	△ 93,517	12,838	△ 80,678	15,045	15,072,215
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			—		△ 207,460
当期純損失			—		△ 549,952
自己株式の取得			—		△ 12,034
持分法適用会社の減少に伴う剰余金の増加額			—		38,334
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 30,090	△ 35,234	△ 65,325	△ 866	△ 66,191
連結会計年度中の変動額合計	△ 30,090	△ 35,234	△ 65,325	△ 866	△ 797,304
平成21年1月20日残高	△ 123,608	△ 22,395	△ 146,004	14,179	14,274,910

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………4社

(2) 重要な連結子会社の名称……………株式会社ディー・ディー・エー、株式会社サガミサービス、株式会社エー・エス・サガミ、上海盛賀美餐飲有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社……………該当事項はありません  
(持分法適用範囲の変更)

株式会社浜木綿については、当連結会計年度において株式を売却したことにより、当連結会計年度末に持分法適用の関連会社から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海盛賀美餐飲有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

a. 時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

b. 時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品……総平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、建物は定額法）

在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法

なお、10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(追加情報)

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益がそれぞれ17,280千円減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

b. 無形固定資産……定額法

なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率(法人税法の経過措置による法定繰入率が貸倒実績率を超える場合には法定繰入率)により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため賞与の支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 退職給付引当金

連結子会社株式会社ディー・ディー・エー及び株式会社サガミサービスは、従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却を行うこととしております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	150,000千円
建物	60,568千円
土地	449,147千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金

(一年以内返済長期借入金

220,200千円を含む)	521,200千円
流動負債のその他	18,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額  
及び減損損失累計額

11,370,964千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 24,972,784株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数

普通株式 577,166株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年4月17日 定時株主総会	普通株式	207,460千円	8円50銭	平成20年 1月20日	平成20年 4月18日

4. 当連結会計年度の末日以後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 584円56銭

2. 1株当たり当期純損失 22円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月3日

株式会社 サガミチェーン  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 川 勝<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 實<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サガミチェーンの平成20年1月21日から平成21年1月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サガミチェーン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成21年1月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,196,958</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,492,870</b>
現金及び預金	3,452,333	買掛金	611,822
有価証券	85,515	一年以内返済長期借入金	426,272
商品・材料	210,555	未払金	1,042,858
貯蔵品	54,412	未払法人税等	87,548
前払費用	134,059	未払費用	146,410
未収収益	23,991	預り金	131,491
繰延税金資産	84,574	賞与引当金	42,471
その他の資産	804	その他	3,995
	98,977		
	51,734	<b>固定負債</b>	<b>2,324,619</b>
<b>固定資産</b>	<b>14,631,119</b>	社債	1,000,000
有形固定資産	10,192,176	長期借入金	1,193,800
建物	2,751,174	長期未払金	99,257
構築物	387,509	預り保証金	31,562
機械装置	316,670		
車両運搬具	327	<b>負債合計</b>	<b>4,817,489</b>
器具及び備品	73,002		
土地	6,663,332	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	159	<b>株主資本</b>	<b>14,134,196</b>
無形固定資産	130,731	資本金	6,303,521
借地権	97,434	資本剰余金	7,256,905
電話加入権	19,203	資本準備金	7,255,780
ソフトウェア	4,482	その他資本剰余金	1,124
施設用権	9,610	利益剰余金	1,130,306
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,308,212</b>	利益準備金	378,933
投資有価証券	1,387,972	その他利益剰余金	751,372
関係会社株	452,500	固定資産圧縮積立金	13,642
出資	12,527	別途積立金	1,176,500
長期貸付金	127,717	繰越利益剰余金	△ 438,769
長期差入保証金	2,107,753	<b>自己株式</b>	<b>△ 556,535</b>
長期前払費用	94,213	評価・換算差額等	△ 123,608
繰延税金資産	68,626	その他有価証券評価差額金	△ 123,608
その他の引当金	129,597		
	△ 72,696	<b>純資産合計</b>	<b>14,010,588</b>
<b>資産合計</b>	<b>18,828,078</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>18,828,078</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年1月21日から  
平成21年1月20日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
売上		22,821,369
売上原価		6,500,072
売上総利益		16,321,296
販売費及び一般管理費		16,156,774
営業外収益		164,522
受取利息・配当金	29,865	
雑営業外費用	103,800	133,666
営業外費用		
支払利息	31,533	
雑営業外費用	56,314	87,847
経常利益		210,340
特別利益		
固定資産売却益	9,058	
倒引当金戻入益	10,957	
役員保険解約益	7,196	
その他の特別利益	8,000	35,212
特別損失		
固定資産除却損失	48,555	
減損損失	260,251	
投資有価証券売却損	1,415	
関係会社株式売却損	3,240	
投資有価証券評価損	227,930	
過年度保証金償却額	14,858	
店舗閉鎖損失	12,649	
その他の特別損失	5,700	574,600
税引前当期純損失		329,047
法人税、住民税及び事業税		101,359
法人税等調整額		71,236
当期純損失		501,643

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成20年1月21日から  
平成21年1月20日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計
平成20年1月20日残高	6,303,521	7,255,780	1,124	7,256,905
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				—
当期純損失				—
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成21年1月20日残高	6,303,521	7,255,780	1,124	7,256,905

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
平成20年1月20日残高	378,933	13,642	1,176,500	270,335	1,839,410
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△ 207,460	△ 207,460
当期純損失				△ 501,643	△ 501,643
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△ 709,104	△ 709,104
平成21年1月20日残高	378,933	13,642	1,176,500	△ 438,769	1,130,306

(単位 千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成20年1月20日残高	△ 544,500	14,855,336	△ 93,525	14,761,810
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 207,460		△ 207,460
当期純損失		△ 501,643		△ 501,643
自己株式の取得	△ 12,034	△ 12,034		△ 12,034
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		—	△ 30,083	△ 30,083
事業年度中の変動額合計	△ 12,034	△ 721,139	△ 30,083	△ 751,222
平成21年1月20日残高	△ 556,535	14,134,196	△ 123,608	14,010,588

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ) 子会社株式……移動平均法による原価法

ロ) その他有価証券

① 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

② 時価のないもの……移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、貯蔵品……総平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

イ) 有形固定資産……定率法（ただし建物は定額法）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、事業用定期借地権契約による借地上的建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法

なお、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(追加情報)

法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号)）に伴い、当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益がそれぞれ16,813千円減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。

ロ) 無形固定資産……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法

ハ) 長期前払費用……定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

ロ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	150,000千円
建物	60,568千円
土地	449,147千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	
(一年以内返済長期借入金	
220,200千円を含む)	521,200千円
預り金	18,800千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 10,921,926千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	13,779千円
短期金銭債務	1,937千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	155,743千円
仕入高	30,932千円
営業取引以外の取引高	6,617千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	577,166株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

賞与引当金損金算入限度超過額	17,243千円
未払事業税否認	15,764千円
借地権償却費否認	28,728千円
減価償却費超過額	61,712千円
ゴルフ会員権評価損否認	812千円
投資有価証券減損否認	167,725千円
株主優待券等未回収額否認	9,614千円
転貸店舗家賃差額	18,678千円
貸倒引当金繰入超過額	29,514千円
社会保険料会社負担分否認	14,546千円
確定拠出年金否認	2,824千円
役員退職慰労金	42,804千円
減損損失	600,297千円
その他有価証券評価差額金	50,269千円
繰越欠損金	156,227千円
その他	20,605千円
繰延税金資産 小計	1,237,369千円
評価性引当額	△ 1,052,393千円
繰延税金資産 合計	184,975千円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

固定資産圧縮積立金	△ 9,324千円
その他	△ 8,046千円
繰延税金負債 合計	△ 17,371千円

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	器具及び備品	車両運搬具	ソフトウェア	合計
取得価額相当額	757,547千円	13,920千円	67,345千円	838,812千円
減価償却累計額相当額	362,936千円	4,696千円	35,337千円	402,970千円
減損損失累計額相当額	109,073千円	—千円	—千円	109,073千円
期末残高相当額	285,537千円	9,224千円	32,007千円	326,768千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い  
ため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額等

1年以内	1年超	計	リース資産減損勘定残高
136,903千円	249,173千円	386,077千円	59,308千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占  
める割合が低いと、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	リース資産減損勘定の取崩額	減価償却費相当額	減損損失
113,805千円	20,483千円	113,805千円	15,928千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 574円31銭
2. 1株当たり当期純損失 20円56銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月3日

株式会社 サガミチェーン  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 山 川 勝<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 實<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サガミチェーンの平成20年1月21日から平成21年1月20日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年1月21日から平成21年1月20日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年3月6日

株式会社サガミチェーン 監査役会

監査役(常勤) 鹿 嶋 敏 治 ㊟

監査役(常勤) 藤 井 博 規 ㊟

監 査 役 内 藤 巧 ㊟

監 査 役 井 口 浩 治 ㊟

監 査 役 織 田 義 憲 ㊟

(注) 監査役藤井博規、井口浩治及び織田義憲は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)、(以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
  - ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和56年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
  - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
  - ④ その他必要な文言の加除、修正等を行うものであります。
- (2) 当社は、現行定款におきまして、取締役会の決議により中間配当を行うことができるものと認識しておりましたが、中間配当の基準日の規定はあるものの、会社法に基づき取締役会の決議によることとする規定を平成19年4月改正時に誤って削除してしまったため、所要の規定を設けるものであります。

なお、平成19年7月20日中間決算に係る中間配当については、平成20年4月定時株主総会で事後承認を受けたものと考えられ、特段の問題はない旨、弁護士の見解を得ております。また、平成20年7月20日中間決算に係る中間配当は見送りとさせていただいております。



## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更条文のみ記載し、下線は変更部分であります。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条</u> (株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p><u>第9条</u> (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の株式の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>第10条</u> (単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p><u>第11条</u> (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり) 第8条 (単元株式数)</p> <p>当社の株式の単元株式数は、1,000株とする。 (削 除)</p> <p><u>第9条</u> (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p><u>第10条</u> (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 (株主名簿管理人)            当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人、その事務取扱場所および取次所は、取締役会において定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第37条 (条文省略)</p> <p>第38条 (剰余金の配当の基準日)            当社の期末配当の基準日は、毎年1月20日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年7月20日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人)            当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第12条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日)            当社の期末配当の基準日は、毎年1月20日とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第38条 (中間配当)            当社は、取締役会の決議によって、毎年7月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3条 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	小塚 照 男 (昭和26年9月18日生)	昭和62年5月 当社入社 平成7年1月 新業態開発部長 平成11年1月 執行役員新業態事業部長 平成13年1月 執行役員新業態事業部長兼商品本部長 平成14年1月 執行役員商品統括本部長 平成15年1月 営業本部担当 平成15年4月 取締役営業本部担当 平成16年1月 取締役第1営業本部担当兼商品本部担当 平成17年1月 取締役第1営業本部担当 平成18年1月 取締役営業本部担当 平成19年1月 取締役営業統轄担当 平成19年4月 代表取締役専務営業統轄担当 平成20年4月 代表取締役専務商品統轄担当 平成21年1月 代表取締役専務（現任）	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
2	畑 和 夫 (昭和23年2月1日生)	昭和56年12月 当社入社 昭和60年1月 どんどん庵事業部長 平成5年1月 総務部長 平成9年4月 取締役総務部長 平成11年1月 取締役総務・人事担当 平成11年4月 執行役員総務・人事担当 平成12年1月 執行役員経理・店舗開発・電算室・証券業務担当 平成13年1月 執行役員管理本部担当 平成13年4月 取締役管理本部担当 平成13年11月 共栄株式会社取締役 平成14年1月 取締役管理統括本部担当 平成15年1月 取締役特別対策室長 平成16年1月 取締役第1管理本部担当兼人事部長 平成17年1月 取締役総務本部担当 平成19年1月 取締役管理統轄担当 平成20年4月 常務取締役管理統轄兼総務本部担当 平成20年4月 株式会社サガミサービス代表取締役社長(現任) 平成21年1月 当社常務取締役(現任)	5,000株
3	大 西 尚 真 (昭和37年12月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成11年1月 第3運営部長 平成13年1月 第2運営部長 平成14年1月 新業態運営部長 平成15年1月 第1運営本部長 平成16年1月 第4運営部長 平成17年1月 中京第一運営部長 平成18年1月 中京運営部長 平成19年1月 第1営業本部担当 平成19年4月 取締役第1営業本部担当 平成20年4月 取締役営業統轄担当兼第1営業本部担当 平成21年1月 取締役営業本部担当(現任)	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	鎌田敏行 (昭和24年3月25日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成元年4月 同社食料開発室外食産業チーム長 平成11年10月 同社テルアビブ事務所長 平成16年4月 同社生鮮・食材部門長代行 平成17年10月 同社総本社先端技術戦略室長代行 平成19年3月 当社出向 管理本部長 平成20年3月 業務改革推進室長 平成20年4月 取締役業務改革推進室長 平成21年1月 取締役開発本部担当（現任）	10,000株
5	伊垣政利 (昭和26年9月28日生)	平成7年1月 当社入社 平成12年1月 物流部長 平成16年1月 製造物流部長 平成19年1月 製造物流本部担当兼製造物流部長 平成19年4月 取締役製造物流本部担当兼製造物流部長（現任）	23,000株
6	山田清純 (昭和35年1月16日生)	昭和57年3月 当社入社 平成11年1月 食材商品部長 平成12年1月 商品部長 平成16年1月 商品企画部長 平成17年1月 中京第二運営部長 平成19年1月 商品本部担当兼商品企画部長 平成19年4月 取締役商品本部担当兼商品企画部長 平成20年4月 取締役商品本部担当（現任）	5,000株
7	長屋昇 (昭和39年12月29日生)	昭和62年4月 当社入社 平成15年1月 第3運営部 平成16年1月 第5運営部長 平成17年1月 商品企画部長 平成19年1月 第2営業本部担当兼関西運営部長 平成19年4月 取締役第2営業本部担当兼関西運営部長 平成20年4月 取締役第2営業本部担当 平成21年1月 取締役営業本部担当（現任）	2,052株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	伊藤修二 (昭和30年11月9日生)	平成3年1月 当社入社 平成16年1月 総務部長 平成17年1月 総務人事部長 平成20年1月 管理本部担当兼総務人事部長 平成20年4月 取締役管理本部担当兼総務人事部長 平成21年1月 取締役管理本部担当兼総務人事部長兼 不動産管理部長(現任)	2,000株

(注) 各候補者と会社の間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鹿嶋敏治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
鹿嶋敏治 (昭和23年6月26日生)	昭和56年10月 当社入社 平成2年1月 販売促進部長 平成9年1月 人事部長 平成12年1月 執行役員総務・人事担当 平成13年1月 執行役員管理本部担当 平成14年1月 執行役員管理本部担当兼総務部長 平成15年1月 第4運営部長兼第7エリアマネージャー 平成16年1月 第6運営部長兼第10エリアマネージャー 平成17年1月 内部監査室付 平成17年4月 常勤監査役(現任)	1,000株

(注) 候補者と会社の間には特別の利害関係はありません。

以上



# 第39期定時株主総会会場のご案内

- 会 場：名古屋市名東区藤里町1601番地  
サンプラザシーズズ 地下1階 ブリックホール
- 交 通：JR・近鉄・名鉄の各線名古屋駅より地下鉄東山線藤ヶ丘駅  
まで約25分  
地下鉄東山線藤ヶ丘駅から徒歩で約15分、市バスで約5分  
(本地住宅行き2つ目の藤里町停留所下車すぐ)  
※駐車場には限りがございますので、公共交通機関をご利用  
ください。

